

令和2年第3回

中札内村議会臨時会会議録

令和2年7月28日（火曜日）

◎出席議員（7名）

1番	欠員	2番	中西千尋君
3番	黒田和弘君	4番	大和田彰子君
5番	北嶋信昭君	6番	船田幸一君
7番	宮部修一君	8番	中井康雄君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長 森田匡彦君 教育長 高橋雅人君

◎中札内村長の委任を受けて説明のため出席した者

副村長	山崎恵司君	総務課長	川尻年和君
住民課長	高島啓至君	福祉課長	高桑佐登美君
施設課長	成沢雄治君		

◎教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教育次長 阿部雅行君

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 岩崎孝哉君 書記 木村優子君

◎議事日程

- | | |
|---------|-----------------------------------|
| 日 程 第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日 程 第 2 | 会期の決定 |
| 日 程 第 3 | 議案第 6 4 号 令和 2 年度中札内村一般会計補正予算について |

◎開会宣告

○議長（中井康雄君） ただいまの出席議員数は7人です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第3回中札内村議会臨時会を開会します。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりです。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中井康雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番大和田議員と5番北嶋議員を指名します。

◎ 日程第2 会期の決定

○議長（中井康雄君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

この臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日に決定いたしました。

◎日程第3 議案第64号 令和2年度中札内村一般会計補正予算について

○議長（中井康雄君） 日程第3、議案第64号、令和2年度中札内村一般会計補正予算についてを議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） ただいま議題に供されました、一般会計補正予算の提案の趣旨についてご説明申し上げます。

既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ9,069万6,000円を追加し、総額を64億975万3,000円に調整したものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） それでは一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

黒ナンバー2番をご用意願います。

歳出の主なものから説明させていただきますが、歳出に関係のある特定財源について、あわせて説明いたしますので、歳入では同様の説明を省略させていただきます。

最初に7ページをお開きいただきたいと思います。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、説明欄上段、公共施設等整備基金積立1,140万4,000円の減額は、のちほど説明申し上げますが、営農用水道費の追加に対し、営農水道の使用における積立を減額し充当するものでございます。

次にその下段、説明欄中段、災害見舞金10万円の追加は、今年7月3日からの大雨による災害が発生した熊本県南部豪雨で被災した、日本で最も美しい村連合加盟自治体の熊本県球磨村に、災害に係る見舞金として取り進めるものでございます。

次にその下段、5目交通安全・防犯対策費、説明欄中段、高齢者安全運転サポート補助金150万円の追加は、当初予算を上回る補助申請が見込まれることから増額するものでございます。あわせて特定財源の福祉基金も同額追加するものでございます。

次にその下段、3項徴税费、2目賦課徴収費、説明欄下段、税過誤納還付金450万円の追加は、法人・村民税確定申告に伴い、前年度に予定納税しました法人税額割が還付となるためによるものでございます。

次に8ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、説明欄上段、障がい者グループホーム施設整備補助金1,872万5,000円の追加は、ポロシリ福祉会の障がい者グループホームのひばり荘について、面積基準を満たしていないことや老朽化が激しいため、施設の建て替えを行い、利用者の安全確保を図るものでございます。

また、建築面積は319平方メートルであります。併せて、特定財源の福祉基金も1,800万円追加するものでございます。

なお、黒ナンバー3番の議案関係資料、1ページに概要等、2ページに平面図等を添付しておりますので、ご参照願いたいと思います。

次にその下段、8款土木費、6項営農用水道費、1目水道管理費、説明欄下段、営農用水道工事7,700万円の追加は、近年、季節外れの雪解けや大雨が多発し、中島浄水場に高濁度原水の流入が発生していることから、急速濾過施設を設置して対応するものでございます。あわせて、先ほど説明申し上げました公共施設等整備基金積立減額分の営農用水道使用料1,140万4,000円を充当するとともに、特定財源の公共施設等整備基金の中の、営農水道事業分として積立している中から、6,500万円を追加し充当するものでございます。なお、黒ナンバー3番の議案関係資料、3ページ、4ページに詳細図等添付しておりますので、ご参照ください。

次に9ページをご覧ください。

10款教育費、1項教育総務費、3目学校教育振興費、説明欄、スクールカウンセラーにかかる予算において報償費から委託料へ27万6,000円を組み替えることについては、児童生徒が抱える課題が年々、複雑化、多様化する中で、その課題解決に向けて有資格者のカウンセラーを増員し、2名体制として充実を図るものでございます。

それでは戻っていただきまして、6ページをお開きください。

18款繰越金で、令和元年度決算認定はまだ終えておりませんが、見込むことが可能ですので、歳出に見合う額として619万6,000円を追加し調整するものでございます。

以上で、一般会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第64号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 7ページの高齢者安全運転サポート補助金ですけれども、先ほど説明がありましたように、当初の見込みよりかなり大幅に増えそうだとということで追加するようですけれども、当初57万円ほどの予算だったと思いますが、今現在でどれぐらいの申請が出てきているのか。また今後どのぐらいの申請数を見込んでの150万円なのか、その辺をご説明いただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） 宮部議員の質問にお答えしたいと思います。

現在、新車の普通車が4台、軽自動車4台、中古車の購入が1台、後付けにつきましては1台というような形で申請が上がってきております。

申請については、全ての補助金で74万2,000円という形で、上回る申請が上がってきております。現在57万円という予算でございますので、それに対応すべく補正予算を行っておりますが、今後の見込みといたしましては、さらに普通車を6台、軽自動車を8台、中古車を5台、後付けを7台という形で今後見込んで150万円の追加を行うものでございます。

以上です。

○議長（中井康雄君） よろしいでしょうか。

他に質疑はございますか。

4番大和田議員。

○4番（大和田彰子君） 9ページのスクールカウンセラーでお聞きします。

今現在、1名の方がスクールカウンセラーとしていらっしゃるのですけれども、増員ということで2名体制と聞いたのですけれども、今いる方はどうなるのか。

それと2名というのはどういう方、どういう資格を持っている方が来られるのかを簡単に説明をお願いいたします。

○議長（中井康雄君） 阿部教育次長。

○教育次長（阿部雅行君） 現在のスクールカウンセラーですけれども、1名の個人の方が村内の小学校2校、中学校1校の合計3校を回っていただいております。

中学校においては、不登校もしくは不登校気味の生徒がここ数年あることから、そこを手厚くしようと考えて、今回増員しています。

今後の予定ですけれども、今来ていただいている個人の方につきましては、主に小学校2校を中心に行っていただく形で。

そして新たに来ていただく方、今回、報償費から委託料に変えた理由も説明いたしますけれども、法人との契約となります。その法人は帯広市の北斗病院で、臨床心理士の資格がある方に8月から月3回から1回で来ていただくような予定でいます。そして主に中学校に行っていて、この不登校生徒等に対する支援を手厚くやっという考えでおります。

以上です。

○議長（中井康雄君） 4番大和田議員。

○4番（大和田彰子君） 分かりました。

では今いらっしゃる方は、中札内小学校、上札内小学校に主に行かれるということですね。

中札内にも不登校の子どもさんが数名いらっしゃいますけれども、スクールカウンセラーの業務としては、不登校だけではなくて、学校生活の中で子どもが持つ悩み、親と学校や先生との間に入って調整するという立場にもあると思いますので、不登校ももちろんですけれども、これから2名という体制になるということで、そういう調整役として、親と学校との調整役として色々と活躍もしていただきたいと思いますっておりますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（中井康雄君） 阿部教育次長。

○教育次長（阿部雅行君） これから来られる方につきましては、他の自治体において実績がある方で、当然、生徒本人以外に、保護者、教員とも適切なアドバイスをして関わってきておりますので、当然中札内に来てそのような活動をしていただく予定で話しております。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

他に質疑はございますか。

6番船田議員。

○6番（船田幸一君） ポロシリ福祉会の障がい者グループホーム、ひばり荘に関してお尋ねをしたいと思います。

まず一点は、面積基準を満たしていない、老朽化が激しいなど、危険性の高い現有施設ということでもありますけれども、これが、老朽化が激しく危険性が高いという具体的な根拠をお示しいただきたいのと、面積基準を満たしていない、つまり法令違反だと思いますが、これについての認識がどの時点で行われていたのかをお尋ねしたいということと、合計三点でありますけれども、もう一点は、ポロシリ福祉会には今回、村として1, 872万5, 000円、補助金を交付されるというご提案でございます。

このご提案に対しまして、お尋ねしなければならぬことがございまして、今まで、ポロシリ福祉会の理事長以下、役員さんはボランティア活動、無料奉仕というのでしょうか、無償で事業を担ってきたというふうにお聞きしてございますが、現在も無報酬で役員にあたられているのか、その辺をお尋ねしたいと思います。以上三点です。

○議長（中井康雄君） 高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） ただいまのグループホームのご質問についてお答えしたいと思います。

まず面積基準ですとか、老朽化の危険性が高い根拠はということでしたけれども、私が法人のほうから伺っているのは、建築年数が相当経過しているということで、ひばり荘については、昭和48年に建築をしていて、改築が平成11年というふう聞いております。相当年数が経過して老朽化が激しいということと、耐震基準も満たされていない、地震発生時に倒壊する可能性が高い、あるいは二階非常口、ひばり荘は二階にありますけれども、内部の階段の段差が大きいとか、そういうような色々な状況があったというふう聞いております。

二点目の面積基準の認識がいつかということですが、具体的に私のほうでいつ頃把握されていたかということは何ってはいないのですが、消防の立ち入り検査ですとかそういうところでいつも指摘をされていたというふう聞いておりますので、建物としては老朽化で危険性が高いというのは認識したところでございます。

以上です。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 今の課長の答弁に追加して一部と、三点目の件に関してです。

申し訳ございません。資料の1ページの目的効果のところでは面積基準と書いてありますけれども、今、高桑課長から説明があった例ですが、基本的にはこれは面積基準ではなくて耐震基準で、このことに所管する道のほうから直接的に改修を指示するような話があったとい

うふうには聞いておりません。ですから、そのことで法令違反で、即座に改修しなければならないという指摘にはなっていないと。

ただ、もともとが、十勝支庁、現総合振興局であります。十勝支庁が保有していた監督員の詰め所を村が譲り受けて、今の施設に転用していますので、建設年度自体も、建設が昭和48年の建物と。これまで間取りだとかそういった改修はやってきてはいたけれども、大がかりな改修はほとんどやっていないというのが実態です。今回、経過年数もかなり経っていますので、国の補助金も道の補助金もあたるということが分かりましたので、今回、法人としては改築に踏み切ったということでございます。

ですから、法令違反の指摘があつて改修に臨むということでは基本的にはなかったということでございます。申し訳ございません。面積基準ではなかったということを含めてです。

それと、法人の理事長等の無報酬かどうかということは、この場で私の口から言えることではないのかなというふうには思います。ただ、理事会等、評議委員会にはうちの高桑課長なり前課長がこれまでオブザーバーとして出席していますので、法人の理事会の内容では、無報酬ということではないというふうにお聞きをしているというところまでのお答えにさせていただきます。

あくまでも、それは法人の考え、経営上の問題であろうというふうには思いますので、村がそのことについて、無報酬だから、報酬額がこの金額だからということには、指摘事項としては基本的にはならないかなというふうには考えているところでございます。

○議長（中井康雄君） よろしいでしょうか。

6番船田議員。

○6番（船田幸一君） 法令違反ではないというお話でありまして、満を持して今回補助金があたる目途がたったので、この事業に着手したいというふうには私はとらさせていただきました。それでよろしいでしょうか。

それとですね、一応関連しますけれども、噂に対して質問をするというのは大変恐縮なことかもしれませんが、非常に大事なことだと思ひまして確認をさせていただきたいと思ひます。

理事長が中札内村を離村しているというような地域の方々から情報をいただきました。これについて、運営上、何ら問題もないとお考えでしょうか。その点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 申し訳ございませんが、それについては、個人の事情です。

他に質問はよろしいでしょうか。

その前段の答弁に対しては何かありますか。

○6番（船田幸一君） いえ。分かりました。

○議長（中井康雄君） その他、質疑ございますか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 関連した質問ですけれども、まず同じ8ページのポロシリ福祉会に対する補助金の関係です。

資料3番の1ページを見てもらいたいのですが、それぞれ、国、道、村、設置者への補助金ということでそれぞれ額が出ておりますけれども、これの根拠というか、言ってみれば2分の1とか、3分の1とか、4分の1という補助割合で、村の補助金が1,872万5,000円ということが出ると思うのですけれども、簡単に割るとなかなかすっきりしないような数字になっているのですけれども、その辺を一点目お聞きしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） ただいまのグループホームの工事費の補助金についてですけれども、資料の1ページ目の下段の方に整備費というふうに書いてあります。

まず工事費合計が7,205万円ということになります。この総工事費の中から、国庫・道補助金の額を除いた額で、さらに法人が当初見込んでいた補助金よりも若干少なくなった部分がございます、そこは法人の自己負担で賄うということになりましたので、その部分を差し引いた額の残りの額を2分の1とした額が村の補助金の額ということになります。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 黒田議員のご指摘が、事業費に対して補助率が2分の1とか4分の1掛けても、補助金の額にならないのではないかとというふうに思います。

もともと基準額というのが決まっています、これは国と道で先ほど質問にあったように、国が2分の1、道が4分の1というのが、国と道の補助率です。この掛けるもとは、事業費ではなくて、あくまでも基準額というふうになっています。

ですから、7,200万円の事業費にはなっていますが、その基準額は定員4人から10人の1施設あたりで2,400万円、ですから2,400万円の2分の1が国、4分の1が道。これにプラス短期入所、ショートステイの部屋を設けていますので、その分が1施設あたり530万円、これの国が2分の1、道が4分の1。そういうような計算になります。残りが法人と村とで負担をすると。

ただ、補助金が短期入所の1施設あたりの補助金というのが、3施設以上ショートステイを設けた場合に、1,060万円という基準額となるのですが、今回のケースは、入居施設が7部屋、ショートステイ用が1部屋。1部屋のために基準額自体が2分の1に減算されますので530万円。当初は満額の1,060万円で見込んでいたのですが、そのことが分かったために補助金額が減額の状況になったと。つまり1,060万の2分の1と4分の1の補助金を見込んでいたんだけど、それが減算されたために530万円の2分の1と4分の1の補助金に減額になると。その分、自己の負担が増えることになるのですけれども、当初法人としては、村に対して満額の1,060万円を基準として自己負担額、村負担額の要望をあげていたために、法人との協議の中で、その自己負担が増えた分については法人のほうの会計からその分はみるということの協議が整いましたので、村の助成額としては、今回1,872万5,000円ということで、法人と2分の1の形にはなっていない。法人の負担の方が多くなっているというのは、そういう意味合いでございます。

以上でございます。

○議長（中井康雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） そういった基準があって出てきたことについては理解をするのですが、この関係については3月議会の全員協議会のときに、ポロシリ福祉会が新たにひばり荘ともう一つ、今年度こういう計画があるよと、これについては国・道の補助金が決まったら、全員協議会にかけてお話をし、そして議会に提案するよという話だったものですから、まだ決まらないのかなというふうに思ったところに、本日の本会議で提案されたということなんですけれども、それで、お聞きをしたいのは、先ほども話が出ていましたけれども、聞くところによりますと、今年の4月から法人の報酬、理事長あるいは理事の報酬について、今までは無報酬的な形で運営されてきたけれども、4月からは理事長が月額18万の報酬ということに決まったという話が聞こえてきております。

これについてはそれぞれ法人で決めることですから、それは理解せざるを得ないのですが、言ってみれば、総体的に考えれば、法人の財政事情がかなり改善がされてきて、そういう経営をするようになったのかなというふうに理解をするものですから、私は村の財政について

も非常に厳しいわけですから、できれば余裕ある分については法人のほうで負担すべきものをもっと増やしてもらって経営すべきではないかというふうな考えもしますし、そういった多くの住民の意見も私の耳に入ってきています。

よりまして、今までは無報酬的な形の役員報酬だったんですが、今言ったような状況になってきておりますので、そこら辺の考えについて、もう少し法人の方に余力があるというふうに思いますので、負担が増えないのかどうかを含めて検討すべきでないのかなというふうに思うのですけれども、その辺はいかがなものでしょうか。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 理事長の報酬の関係につきましては、村のほうから指摘をするようなことではないというふうに思います。そのこと自体については。

ただ、今、黒田議員からありましたとおり、法人の財政的な運営状況と村の財政状況、助成をしていて且つ唯一の社会福祉法人、こういった介護施設なり障がい者施設を運営しているという意味で唯一の法人だというふうに思います。一部NPOもありますけれども。

そういった面では、その事業、サービスを展開していただいている法人との間で、こういった助成が成り立つというのは他に村内でその事業を運営するところが基本的には無いということからだというふうに思っています。

法人の経営状況については、理事会等に課長がオブザーバーで出ていて、決算の部分についても、理事会に諮った時の資料については、資料としていただいておりますし、私もその報告は受けているところであります。

ただ、施設整備にかかる部分を全て法人でというのは、基本的にはそういった方向で施設整備を検討していく、改修等についても検討していくというのが当たり前のところもあるのかなど。それは国・道の補助金も活用した上でということにはなるのでしょうか。

今後あれだけ、障がい者の施設も含めて大規模な施設を法人自体が保持していますので、理事会の資料等を見る限りでは、その施設改修にかかる積立等を別立てで行っているという金額は、ある程度押さえています。

そういった面では、全額を法人の方でみるには、財政状況上、そのところまで行っていないんだなということは、ある程度、推測しているところです。特に恵津美ハイツなり介護保険サービス事業にかかる部分については、なかなか黒字にうまく転換していかないという実態がありますから、結果的に障がい者施設にかかる支援費相当、国・道からの収入分でしょうか、そういったもので賄われている部分については、ある程度、黒字が見込まれていると。

その分を法人の本部にある程度、お金を動かした状態で恵津美等の施設改修に臨んでいると。ですから、運営している各施設でやりくりしながら、これまでやってきているし、これからはそういった運営の仕方をしていくのだろうということが、大いに推測されているところです。

法人のこれからの施設整備については、法人独自で財源を全て賄ってというふうには言えませんけれども、きちんと村のほうとしても、そういった財政状況の資料を見ながら、負担すべき点については当然のように負担いただいて、そこをフォローしなければならないということであれば、協議の中でそれぞれ助成する、しないを判断していきたいというふうに思っているところでございます。

その判断には村の財政状況というのものもあるわけですから、そのことをないがしろに考えるわけにはいきませんので、当然、そのことも頭に入れながら協議に臨みたいということと考えているところでございます。

○議長（中井康雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 副村長から今、答弁をいただきましたけれども、いずれにしても、村の財政も余裕があって補助金を出しているわけではなくて、皆さんからいただいた村税をもって、村政全般について運営していただいていることですから、ポロシリ福祉会として施設整備にあたって、何千万ということが出てきた場合に、これは2分の1、4分の1については出すのは当たり前だよ、こういう感覚を持ってもらったら、非常に私は困ると思いますし、血税の中で補助金を出しているという意識をポロシリ福祉会に持ってもらうなければならないですし、村民と一体になったポロシリ福祉会であれば、村民も理解していくというふうに思うのですけれども、私も以前、若干指摘させていただきましたけれども、かなり村民と離れた部分の運営の仕方があるということで、見直すべきでないかということも言ってきた経過があります。よりまして、今回のことについても、いわゆる無報酬で役員報酬をやってきた部分が、一気に浮上してきたと。

それについては、いちいち村のほうから申し上げることじゃないですけれども、村から補助金を出すということになれば、そういう見方をして、だとすればかなり余裕があるという見方なので、もう少し村の補助金については減らしてもらえないかということも含めて、この福祉に対する補助金についても、今後十二分に意を払いながら、村としても補助金を出していく必要があると、これは意見になると思いますけれども、今、副村長から言われた方針も分かりましたので、そんなことでお願い申し上げたいというふうに思います。

以上です。

○議長（中井康雄君） ご意見としてお伺いいたします。

ほかに質疑ございますか。

よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（中井康雄君） それでは、これで質疑を終わります。

議案第64号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第64号、令和2年度中札内村一般会計補正予算についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第3回中札内村議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時38分